

2 頁

栄養←	教職←	←	○←	←	←	←	←
	栄養←	←	←	←	←	←	←
	66条の6←	○←	←	←	←	←	←

修正前は「英語」と記載

11 頁

		て、授業科目を履修し、単位を修得している場合に、確認欄に「O」を記載すること
0000	○	(注) 「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令」(令和5年文部科学省令第31号) 附則第2条第6項(又は第3条第6項)により、同令による改正前の高等学校情報「情報社会・情報倫理」の「情報倫理」の単位を同令による改正後の高等学校情報「教科に関する専門的知識」に関する科目の単位として変更している。

省令」(令和5年文部科学省令第31号) 附則
 司令による改正前の高等学校情報「情報社会・
 改正後の高等学校情報に関する「教科に関する

修正前は「家庭」と記載